

# 生徒心得

## 1 礼儀

本校生徒は校内外において、高校生らしい礼儀を身につけ、品位ある生徒になるよう努める。

## 2 服装

服装は、常に質素にして清潔、かつ整った被服を着用する。

## 3 校内生活

(1) 登校・下校は所定時刻を厳守する。

・登校（始業 8:35）

・下校（3月～10月は 18:30、11月～2月は 18:00）

(2) 欠席する場合は、事前に学級担任へ連絡を入れる。

(3) 欠課、早退する場合は、あらかじめ学級担任に申し出なければならない。

(4) 放課後になるまで無断で校外に出てはならない。

(5) 情報端末(スマートフォン、タブレット、携帯電話など)は持ち込みを可とする。

ただし、校内では電源を切り、教員の許可時以外は学校の敷地内では使用しないこと。また、BYODに関わる端末については、常時携帯しておいて良いが、使用目的は学校生活に関係するものに限る。

(6) 学校生活に不要なものは持ち込まない。

## 4 校舎使用上の注意

(1) 日常的に使用する各自のHR、クラブ部室以外で校舎を使用するときは、必ず担当教職員から管理責任者に届け出ること。

(2) 校舎使用後は戸締り、消灯を確実にすること。

(3) ポスター等を校内に掲示する場合は、関係の教職員を通じ、生徒指導部に届け出て、許可を得てから指定の場所に掲示すること。

(4) 校内において集会を催すときは、事前に生徒指導部の許可を得ること。

(5) 施設、設備を破損したときは、すみやかに管理責任者または担任に報告すること。

## 5 通学および校外生活

- (1) 登下校の際、自転車通学生は北門または東門を利用すること。  
徒歩通学生は北門、東門および正門を利用してよい。
- (2) 自転車通学を希望する生徒は、「自転車通学許可願」を提出すること。
- (3) 自転車通学許可を受けた者は、学校指定の鑑札をつけ、指定の自転車置場におく。
- (4) 自転車の2人乗り運転、傘さし運転、並進、ステップの取り付けは、禁止する。
- (5) アルバイトは原則禁止とする。  
ただし、家庭の事情でやむを得ず希望する場合は、保護者からの申出を担任に提出し、審議を経て、学校長が許可する。なお、審議対象は以下の①・②の許可条件を満たすものであり、一旦、許可が下りた場合でも、許可条件を満たすことができなくなった場合は、その許可を取り消す場合がある。  
【許可条件】
  - ① 経済面
  - ② 学業面
    - ・学習状況（成績、授業態度、提出物、家庭学習など）
    - ・その他、アルバイトを継続しても学業に影響がないと判断できる場合
- (6) バイク、自動車免許は無断取得してはならない。
- (7) 校外で集会等を催す場合は、必ず事前に学校長の許可を得ること。
- (8) 他校訪問の場合は制服を着用すること。
- (9) 事故が発生した場合は、軽いケガでも必ず警察に届け、外傷が無くても医師の診断を受けること。また、相手の名前・連絡先を確認し控えること。その間の授業は公欠扱いとする。また、その後「事故報告書」を速やかに学級担任に提出すること。
- (10) 本校への通学については自力で通学することを原則とする。ただし、やむを得ず自動車による送迎が必要な場合は、地域住民の方々や周囲の交通の妨げにならないような駐停車にならないこと。なお、けが、体調不良のための送迎の場合は担任と相談する。

## 6 非常災害時における生徒の登校について

### (1) 気象警報発令時

西脇市、多可町、加東市、加西市のいずれかの市町に暴風・大雨・洪水・大雪のうちいずれかの警報が発令された場合、下記 (2)対応 にしたがう。

(注) 西脇市、多可町、加東市、加西市以外の市町から通学している生徒について、居住地の市町に警報が発令されている場合、下記 (2)対応 にしたがう。この際に登校できない場合は「公欠」として扱う。

### (2) 対応

(ア) 午前 6 時に警報発令中の場合・・・「自宅待機」とする

(イ) 午前 10 時の時点でなお警報発令中の場合・・・「臨時休校」とする

(ウ) 午前 10 時までには警報が解除された場合・・・すみやかに登校する

### (3) その他の場合への対応

(ア) 「始業式・終業式等の午前中行事の日および午前中授業の日」の場合

午前 10 時までには警報が解除されれば、すみやかに登校して行事・授業等に備えてください。午前中に実施できなかった行事・授業等は、午後を実施します。

(イ) 「定期考査中」の場合

・ 午前 6 時に警報発令中の場合・・・「臨時休校」とし、その日の考査は実施しない

・ 午前 6 時以降始業時までには・・・「臨時休校」とし、その日の考査は実施しない  
警報が発令された場合

・ 中止となった日の考査は、考査最終日の翌日に実施する

### (4) 注意事項

警報が解除されていても、河川の氾濫や土砂崩れ等の危険が予想される場合もあるので、細心の注意を払って登校してください。

また、やむを得ず登校できない場合は、必ず学校に連絡してください。

校則については随時見直しをしています。